

環境教育における関係性の創造 住環境と人間性に関する研究（その7）

The Creation of Relationships in Environmental Education
The Study of the Living Environment and Humanity (part 7)

樋口 眞基子*
Makiko Higuchi

要約

本稿は地域社会に貢献したいという強い熱意で思いを馳せる人々が、自分が住む地域や地球を憂い「美しいふるさとを子孫たちへ残してあげたい」と願う大乘的な発想で実践的活動に取り組もうとしているその主体性や自発性、ボランティアな公共性をどう維持させ組織化していくかが課題である。

環境基本法が制定されてから10年が経ち、環境教育の重要性はどこでも聞かれるようになってきたが、浸透性はまったく十分とはいえない。その速度をはるかに超える勢いで地球環境が悪化しているからだ。地球環境問題として自然環境に対する関心はさらに広く深くなり、諸対策を講じている市民や団体の活動は増えている。しかし、社会問題は顕在化するばかりで人間関係は決してよくなっていない。環境教育が戦略的な環境政策の一つとして位置づけられ、その中で共通に理解を深めるべき理念が「人間と自然とのかかわり」に関するものと「人間と人間とのかかわり」に関するものに大別された。そこにみる行動の規範となる精神的な機能面を各主体者が十分に読み取ることができているかどうか問題である。

そこで環境教育・環境学習の具体的なプログラムを策定していく中でその精神性がどのように反映されているかどうか現況や問題点を把握しながら、環境教育において[人と人]、[人と自然]の関係性を創造していく上で何が大切か示唆する。

キーワード：環境教育、人間性、関係性、創造、生存基盤

* 住居学科

はじめに

地域に貢献したいと思い、社会貢献活動に関心を持つ人が多くなってきている。学界や世論でも公共性やボランティア精神に価値を置く風潮ができ、学術書などの出版物も急速に増えている。こうした現象は日常生活の中で世界を身近に感じるように、自他の「共生」が時代の要請になりつつある歴史的な渦中にわが身を置いて考える人が増えているという現れであろう。何れの分野においても何かしらの公私論の基本認識に立ち、実践的な活動をし、展開させていこうとしていることに間違いはない。今日の環境問題の解決には市民が主体的にかつ自発的にかかわり参加することが挙げられ、その重要性が総論的に取り立たされている。しかし、市民が暮らしの中で行える活動には限界がある。そこでこれを支える「仕組み」の重要性が強調され、組織体としてのNPOがその役目を果たしうるツールとしてその存在が注目を浴びている。

ところで環境基本法が制定されて以後、環境教育への取り組みはかなり進み、「環境教育が大切だ」という声をよく聞くようになってきてはいるものの環境問題は深刻化し人間性さえも阻害する社会のあり様が問われている。

そこで各県下、市町村で環境教育・環境学習の推進がどの程度具体的に進められているのか。また、関係学会ではどのような内容が扱われているか実態を調べる。なお、環境基本計画を下に市民、市、事業者各主体がどのようにかかわって環境教育・環境学習のプログラムに反映させているか。その過程で環境教育のねらいをどこに定めていくのが望ましいか春日部市の策定に参画している立場で考察するものである。

1. 環境問題と市民活動の原点

今日の環境問題は時間的・空間的な広がり異なることや、加害者と被害者の関係が相対化してしまい因果関係を辿ることが非常に難しくなっていてその意味もなくなっている。環境問題として地球温暖化や廃棄物に代表される今日的意味は個々の排出源をとやかく言うというものではない。これまでの開発の名の下や国益、一人勝ち的な利益重視のために、環境といわれる要素、自然界に配慮することなく展開してきた社会・経済・システムのあり方そのものが問われているというのである。

こうした環境問題の内容の質が変わってきたことは環境政策の転換に際してもその担い手が政府部門に留まらず経済・産業界、市民をも含めたすべての地球の構成員に拡大し、その必要性が出てきたからである。1993年に環境基本法が制定され、そこにはライフスタイルの見直しという視点を市民の義務と規定し、各主体者の責任を明らかにしようとしている。個々の市民が環境問題の解決に貢献する余地は大きく、その関わり合いの重要性も

随所で指摘されていることは周知のことであり、市民の主体的な関与や参加が求められる所以である。

地域における市民にとってはまず、生活に密着した地域のごみ問題に着手してきている。ごみ問題は常に景観を考えさせる課題として発展する。ふるさとの景色を作っている緑や川を維持して行きたいという思いに駆られるのは自然の情理というものである。本来、「美しいふるさとを子孫たちへ」と願うことは親が子に継承させたい最も尊い財産である。四季折々の自然の恩恵に癒され、力づけられ、守られた経験をしたことがない人はなく、またその体験は何にも変えがたいということを知っている。

地球環境問題の解決先は環境と共生した地域社会づくりであり、生活環境に配慮し合う地域をめざすことである。そのためには創造していく活力が必要である。「住民が住み続けたい、隣人が遊びに来て、住んでみたくなる」魅力ある地域づくりは米国のサステナブルコミュニケーションのコンセプトに影響を受けていることは間違いない。これは平成10年の環境白書で紹介されわが国でも非常に高い関心が集まっていると報告されているからである。

この「サステナブル・コミュニティ」の理念と要素である「アイデンティティー、自然と共生、自動車の利用削減のための交通計画、ミックスユース、オープンスペース、画一的ではなくいろいろな意味で工夫された個性的なハウジング、省エネ・省資源」は人間がコミュニティを形成し生活していく上で検討され、デザインされていなければならない項目である。環境・社会・経済の循環型社会の三側面がコミュニティの再生という共通項目の下で相互に関連しているはずである。だから、このことを認識しながら解決していこうとするべき環境問題ではないだろうか。

「市民一人一人の環境負荷低減のための活動を触発するような保全に対する態度」と「子孫に引き継いでいきたい環境の創造に対する熱意」を形にする。その二つの達成のためにそれを支える「仕組み」の重要性つまり個人の主体性と自発性を継続させる活動体にしていくことと持続可能な循環型社会づくりに向けて発展させていくための学習プログラムに環境教育のあり方・理念等がどの程度、どのように表現、反映されたものになっているか課題である。

2. 環境基本計画策定に至るまで

今日の環境問題は1992年6月にリオジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」においてグローバル・パートナーシップの形成がうたわれた「環境と開発に関するリオ宣言」が採択された上、その具体的な行動計画である「アジェンダ21」が策定された。つまり、行動の目標、基本的な考え方、戦略的プログラムの展開、及び実

施の手段といった広域な計画、分野について具体的な施策が示された。特にその主体についても国から地方自治体、事業、個人に至るまで各主体を明確に想定している。こうして今日の差し迫った環境問題を解決に導く課題に取り組むでいるのが特徴的である。

一方、日本ではこの「アジェンダ21」に対応して1993年11月に「環境基本法」が制定され持続可能な発展を実現する社会の構築を目指して環境保全に対する基本理念や基本方策の総合的な枠組みを示し環境アセスメント（緑豊かな自然、きれいな空気や水、騒音のない静かな環境といった、豊かな環境を将来に引き継いでいくために、必要な開発事業でも環境に悪影響を及ぼしていいはずはない。利益や採算という視点ではなく、環境保全について事前に検討し、事業・行動することが重要である。）の推進が位置づけられた。その翌年1994年12月に「環境基本計画」が閣議決定された。施策の方向性としては環境への負荷をできる限り少なくし「循環」を基調とする経済社会システムの実現、健全な生態系を維持、回復し自然と人間との「共生」を確保、環境保全に関する行動に主体的に「参加」する社会を実現、「国際的取り組み」の推進という4つの長期的目標が定められ、1997年6月環境アセスメント法が公布された。

埼玉県は国のこの環境基本法等の制定を受け、1994年に「埼玉県環境基本条例」を制定、春日部市においても1999年12月に「春日部市環境基本計画条例」を制定し、2000年12月「春日部市環境基本計画」を策定した背景がある。なお、「春日部市環境基本条例」でも「市は環境の保全、及び創造に関する環境教育・環境学習の総合的な推進により、市民及び事業者が環境問題に理解を深めるとともに活動が推進するよう必要な措置を講ずるものとする」と規定し、市においても環境教育・環境学習の推進を重要施策の一つとして明確に位置づける具体的な環境学習プログラムの策定を進めようとしている。

3. 環境教育・環境学習の推進

今日の環境問題が極めて広範多岐にわたる中で環境基本計画では、地球環境保全のための温暖化対策と生産と消費のパターンを持続可能なものに変えることにより循環型社会を構築するに違いない環境負荷を低減することが、環境問題の抜本的な解決を図っていく基本であるとして重要視されている。

この取り組みが効果的に進められ持続可能な社会になるためには、政策手段として整備が急がれている。そこで環境教育・環境学習は手段の一つとして位置づけられ、その充実を図るための方向性を再度明らかにしている。（2000年12月新「環境基本計画」）

1) 現状と課題

環境教育・環境学習は各主体の環境に対する関心を喚起して共通の理解を深め、意識を

向上させ、参加の意欲を高め、問題解決能力を意識することを通じ、各主体の取り組みの基礎と動機を形成することにより各主体の行動への環境配慮の織り込みを促進する。また、個別政策分野においても政策課題のための有効な政策手段となるとしている。

現状ではこのような観点から学校における指導の充実、学習拠点の整備、学習機会の提供、人材の育成と確保、教材と手法の提供、広報の充実などの施策が実施され、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策などの個別政策分野において有効手段として活用されてきている。

実際（2002エコ・プロダクト展の出展状況から）は学校以外の教育・学習施設の増加など場の多様化やこれらを行う民間団体や事業所の増加などに伴い担い手の変化が生じている。今後、学校以外の公的施設、自然そのままのフィールドなどが環境教育・環境学習の場として重要な場所となり、担い手としての民間団体や事業者などの役割の重要性が増すことになるであろう。

また、環境教育・環境学習は就学年齢層のみならず青少年、壮年層、高齢者層まで含め広く国民全体を対象として実施すべきであると認識されるようになってきている。さらに、施策を評価する手法も検討されなければならない課題であるとしている。

2) 今後の施策基本的方向

① 環境政策における環境教育・環境学習の位置づけ

環境教育・環境学習は環境政策に不可欠な手段であるとの認識の下に地球温暖化対策、廃棄物、リサイクル対策をはじめとするすべての個別対策の分野において環境教育・環境学習を政策立案段階から有効な政策手段として位置づけ推進する。

② 環境教育・環境学習に関する施策の再構成

各主体が、日常の活動の場であるそれぞれの地域において自発的に環境に配慮した行動を行うことを中心に施策を構成していく。また、地域の行政が学校・民間団体・事業者などのパートナーシップの下で互いに連携を図りながら施策を展開できるよう人材の育成、プログラムの整備など取り組みの基盤となる施策を国は推進する。

③ 環境教育・環境学習の対象の重要性

特に環境保全のための取り組みに重要な役割を担う人や次世代を担う年齢層に対して環境教育・環境学習を重点的に実施する。

④ 幅広い環境教育・環境学習の実施

今後の環境教育・環境学習は「持続可能な社会の実現のための教育学習」という幅広い文脈で実施していくべきものであり、グローバルな視点を踏まえながら、環境汚染や自然保護の枠組みにとらわれることなく、消費、エネルギー、食、居住、人口、

歴史、文化などの多岐にわたる要素を含めたものとしている。

⑤ 多面的な学習による問題解決能力の育成

多様で複雑な環境問題を理解し、解決に向けて行動するためには問題を全体的に捉える必要があり、環境に関する知識の習得に加え、感性や倫理観、多面的に物事を考え自ら課題を見つけるための能力、問題を多角的に分析する能力、様々な主体間の調整を行うために互いにコミュニケーションを図る能力などを育成していくことが必要である。このため、「体験を通じて自ら考え、調べ、学び、行動する」というプロセスを重視した学習を推進するとしている。

なお、①人材の育成 ②プログラムの整備 ③情報の提供 ④環境教育・環境学習の場や機会の拡大 ⑤各主体の連携 ⑥事業者等による項目を重点取り組み事項として挙げている。

3) 考察

以上から、環境政策の展開の方向性を見ると環境教育・環境学習の政策手段では各主体が行動する際に自発的に且つ環境への配慮を先ず織り込むその精神を促進するのが大きなねらいであることがわかる。また、この観点から一般的で基礎的なものから専門的なものまでを実施しながらも特に環境保全のための取り組みに重要な役割を担う人や次世代を担う年齢層に向けては、環境教育・環境学習の必要性が高くその効果も大きいと考え重点的な実施を図ろうと示唆している。また、その内容も消費、エネルギー、食、居住、人口、歴史、文化など多岐にわたる要素を含めた持続可能な社会を実現するためのものへと幅を広げ、知識蓄積型・偏重型ではない「体験を通じて自ら考え、調べ、学び、そして行動する」という過程を重視した環境教育・環境学習へ推進するということであり、環境に関する知識の習得に加え、感性や倫理観を身につけるべしという教育理念の本質が求められているのである。

さらに、国民を各主体の中心に位置付けて地域の行政が学校、民間団体、事業者などのパートナーシップによる連携の下で環境教育・環境学習のための政策を展開できるよう国は基盤となる施策を推進するということである。

4. 春日部市における環境学習プランの概要について

春日部市の環境基本計画においては環境教育・環境学習を「情報の提供とパートナーシップのある町」をつくるための重要施策として位置づけ春日部市環境学習プランの策定の推進を掲げている。(資料：春日部市生活環境部保全課)

1) 現状と課題

- ・ 市民団体や公共施設、学校など各主体が環境教育・環境学習を行っているものの、その成果を生かしたり、発展させたりする機会が無い、続かない。
- ・ 地区単位での市民主体による環境保全活動や創造活動が行われない。
- ・ 自然に触れ合うフィールドと機会がない。

総合的な環境教育・環境学習の体制が確立するには段階的な成果を上げながら、「ふるさと大好き人間」と称す核となる人の育成、グループの結成に始まる。

2) 環境学習の位置づけ

持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するすべての教育学習活動を環境教育・環境学習として位置づける。

- ・ 環境保全と創造に関する基本的な施策として位置づける。
- ・ 環境の理解を深め、意識を高めるための取り組みとして位置づける。
- ・ 各主体の「具体的な行動」に導くための施策として位置づける。

3) 理念の確立

- ・ 関心、責任と役割の理解、能力の育成などを行う。
- ・ すべての世代を対象に能力の育成を行う。
- ・ 学校や地域、職場で実施する。

4) 体験を重視

- ・ 自然とのふれあい体験などを通じて自然に対する感性や環境を大切にすることを育てる。
- ・ 特に子供は体験することが必要である。自然や生活体験を重ねることを薦める。

5) 具体的な行動に結びつくプログラム

- ・ 目標に気づき、理解、態度、技能、参加の項目をあげ、評価できるプログラムを取り入れる。
- ・ プログラムを「人間と自然の関わりに関すること」と「人間と人間のかかわりに関すること」に区分化する。
- ・ 学習の成果を活動に発展させ、各主体者間の交流を通じて施策を展開していくような連携したプログラムの作成をめざす。

6) 情報の共有化

7) 多様な人材の育成

・プランナー、ファシリテーター、コーディネーター、活動リーダー

春日部市の現状をふまえて「持続可能な社会の創造」に主体的に参画できる市民の育成を目的として環境学習プランを策定していこうとしている。その特徴の一つはやはり環境保全や自然保護に偏るのではなくエネルギー、食糧問題、人口問題、ライフスタイル、社会システム、文化、歴史、政治、経済などの関連を総合的に捉え、幼児から高齢者まですべての世代において家庭、学校、地域、職場、野外活動などいかなる場においても行政、事業者、民間団体、メディア、学校市民などと連携をとりながら総合的に推進するための計画となっている。二つ目は体験型重視のプランである。知識蓄積型に対して実際の行動に結びつけていく能力を養うプランであることを強調している。三つ目は地域に根ざした地域から広がるプランの策定であるとしている。

8) 考察

以上が市の環境保全課による環境学習プログラム作成に伴う課題と方針である。今後さらに具体化されていくことが期待されるであろうが、項目の一つ一つの言葉に力が漲ってこないのはなぜだろう。言葉が先行してか消化仕切らぬまま国の環境基本計画を省略した格好になっている。そのように市民の感性が伴わない言葉となっている背景にはこの策定に携わる担当者が春日部在住の方の割合が少数だということによるものだろうか。環境問題に関しての活動は「やりがい」「生きがい」を求める市民の熱意と子孫を思う憂いから起こるであろうからひとごとと自分の庭先で起こっている対処とでは必然的に力の入り様が違う。そうした懸念を十分に認識しているかは担当者に謙虚な態度が問われてくる。市民にサービスするというボランティアな公共性を十分備えているか、どのような公私論の基本認識に立っているのか問われてくる。学習プランに地域から広がるという願望を込めているが、現状の環境問題を認識して憂いる市民の思いより行政の国策としての指導によって学習プログラムの策定を進めているだけかもしれない。

一方で熱心な市民団体もある。平成14年11月30日緑町小学校の体育館を会場にして、「このままでいいのか、春日部の川と緑」と題して春日部環境推進協議会市民部会主管で環境報告会が開催された。参加した市民は100名、大半が高齢期の方々である。環境学習プランの対象が子供に置かれがちであるが実際は年齢層によって体験する内容等を学ぶ段階と行動する段階として適材適所に人は集まってくるものである。

報告部会の意見交換は非常に熱が入っている。意見を持ち合わせない人は誰一人としていない。一人一人いろいろな問題点を挙げる人は多いが、こう考えるという意見は少ない。また、隣人の話を傾聴するという姿勢に欠け、マナーがよくない。人の話を途中で遮る人や自分の話に終始する人、各位から発表されたものをその記録に当たった市の職員が勝手

にまとめてしまう行為や話を省略してしまうような記録の仕方はまだその時点では早い。こうした環境教育に関する会議に同席していない一般職員のこの判断は僭越行為というものでなかろうか。

しかし、このように自分が住んでいる町のことを誰とでも何でも話し合える場所と時間をもつことは非常に環境問題への取り組みとして自発性が発露する機会となる。

また、様々な環境問題に関する会議の席上で「環境問題とは・・・」という定義づけから始める人が必ずいる。環境問題は自然問題であって云々・・・という場合、環境教育の視野がそこを中心にして知識伝達型にとどまる場合が多い。持続可能な社会づくりに向けて環境教育の視野が拡大するような学習プログラムの構想がぜひ必要である。環境問題の特徴は地球温暖化等に代表される地球温暖化問題とゴミ問題等に代表される地域レベルでの地域環境問題の二つに大別される場所である。しかし、このアプローチは有名な言葉で「Think globally, Act locally」と表現されるように深い関係がある。すなわち、地球的な視野に立って各地域における現実的な問題に取り組む足元の行動が大事だといえる。自らが居住する地域の環境問題を真正面から見つめる主体性こそが地球規模で環境問題を解決していくことにつながる。

5. 環境教育から環境倫理へ

1) 長野市における環境学習プラン

現在、都道府県では「大阪府」、「静岡県」、「神奈川県」、「茨城県」、市では四日市市、長野市の4府県の2市が環境教育プランや環境学習プランを策定してある。長野市の環境学習推進プランの概要は環境の理解を助けるような説明をしている。(資料：長野市環境部環境管理課)

たとえば、持続可能な社会づくりに向けて何を学んだらよいのか問いかけている。そこで強調されていることは目に見える形で表面に出ている現象だけでなくそれを生み出している個人や社会のあり方が問題でそれに対処する術を考えるべきであるといい、環境学習では対処療法的な行動だけではなくどのように環境問題や社会について考え、考えた結果を行動に結びつけることが大切、だから、環境学習が扱う領域は自然環境、エネルギー、消費、歴史、文化、食、住、といった多方面にかかわりを持っているのである。

どのような領域やテーマから環境問題を扱おうと学びを「持続可能な社会」の実現につなげるためには個々のテーマを個別的に扱うのではなく、人と自然、環境と社会、社会と自己、将来世代との生活の関わり、国内外の他地域との関わりなど、関連性を見つめ問題を断面からではなく全体的視点から扱うことが重要である。上記の3.で示した中央環境審議会答申(2000年12月)による環境教育・環境学習が「環境のための教育・学習」という枠

から「持続可能な社会の実現のための教育学習」にまで広げて捉えるべきとした内容を「人間と自然とのかかわり」と「人間と人間とのかかわり」に大別して関係性や総合的視点を組み込む必要性を強調している。

人間と自然とのかかわりとは人間と人間以外のものとの関係を学び、環境を理解する。つまり、環境の成り立ち（生態系が保たれていること、物質が水や大気、生物などの間で循環すること）と自然環境の回復力（限度を超えた資源搾取や不要排出物が資源の減少や汚染問題を生むこと）を理解する。

人間と人間とのかかわりとは人間社会に関して学び、環境を理解する。つまり、将来世代とのかかわり（世代間公正）と国内外の他地域とのかかわり（世代内公正）環境負荷を生み出す現代社会システムの構造、社会作りに必要なコミュニケーションの問題、多様な社会、文化、多様な価値観の理解等を含んだ環境問題である点が環境教育・環境学習から共生教育と倫理教育へと必然的につながっていく。

2) 環境教育の課題

日本環境教育学会は1990年に設立した学際的な学会である。2002年度の研究発表会では多くの実践例が報告されている。その多くが自然環境にかかわる課題である。また、因みに住環境・環境工学に関連した発表も希少であり、市民サイドでも「環境問題は自然環境問題云々」と限定してしまいがちなように学会でもその通りである。環境にかかわることをやっていけばやること自体に意味があるように、自然にかかわった課題を発表すれば環境問題に含蓄があるという傾向がある。しかし、環境問題の意味するところや環境問題についての本質は別なところにあると先の環境基本計画にも示されているが、学会では技術・知識よりな点は否めないであろう。必然的に本質的な問題が顕在化してくるのを待ちながらその段階に至るまで幾多の展開を要するのであろう。

環境教育の目的が環境問題を適切に認識し、問題を解決する資質を持ち合わせる人材を育成することにあるのであるとするならば、問題を適切に認識するとは、問題を解決するとはどういうことであろうか。今後、その辺のところをもっと論じられていかなければならないであろう。

3) 関係性の創造

たとえば自然との触れ合いを奨励しているが、人間の自然とのかかわりを人間の営みの線上で体験し、考え、調べ、学び、問題解決を図らなければ、単に自然を守ることを説くだけでは十分な環境教育のあり方とはいえない。人間と自然のかかわりを根源的に死活的にどう問題であるのか地域レベルでとらえていくことが環境意識を喚起する。そうした地域性の強い環境問題が地域環境を越え地球環境につながるようになれば地域の環境におけ

る根源的な問題をみつめることになる。

現在、地域での人間と自然のかかわりについて言うならば、共同社会が崩壊して地域での人間と自然とのかかわりについてそのあり方が全くといってよいほど伝わっていない。祖父母から孫へ、地域の大人たちから子供集団へ、年長者から年少者へという組織的なラインが消失してしまい、伝承の媒体である共同体（地縁・血縁による集団）が高度成長期以後、共同体はコミュニティーのような西洋的な価値観を帯びた名称に代わりよく言う脱殻の共同体と化している。一体全体西洋的価値基準に照合した結果である。そういう中で子供たちは「自然」に対して体が覚え認識していないがためによそよそしく向き合うことになる。自然と一体的な感性を養うには人間の営みと自然が一体でありかつ根源的に深いつながりがあることを体で学ぶ。その学ぶ環境が伝承の中にあるとするならば、今後この創造を、再構築を旨とすることが考えられなければならないことを鬼頭氏も指摘している。

環境教育は新しい社会のあり方を創造する課題を十分に秘めている。地球規模における環境問題を問題とするばかりでなく人間と自然のかかわりを人間の営みの視点から見つめなおしていくことが地域社会のあり方を示唆することにもなる。また、人間と人間のかかわり方も問い直し、新たに関係性を構想することになる。

環境倫理とは人間と自然の、人間と人間の、人間とモノの関係性を、あり方を問いながら、環境を浄化し、その営みを支えていくものである。

6. おわりに

「環境教育・環境学習推進法をつくろう」という立法化の動き（NPO法人環境文明21：環境教育部会）があるように地球環境の悪化は進んでいる。そのベースとなる環境教育が確実に推進されなければという危機感から活動は盛んになっている。何故ならば、環境教育の対象者を子供だと考える人が結構多く、現代社会を築いてきた大人たちはなかなか身勝手な行動を慎しもうともせず環境に負担をかけている。そうした、大人の意識改革とライフスタイルの転換が迫られている。対象者を子どもだけに限らずすべての大人に環境教育・環境学習を行う仕組みが必要である。ところが、現在そうした仕組みとしての組織的かつ継続的な取り組みが弱体である。学校でいえば、教師が環境教育の十分な知識を持っていない、カリキュラムに入っていない、教材がない、ないない尽くして基盤不備のままスタートしているような状態である。事業主体でいえば、活動に関連する研修はするがそれ以上のことは余裕がないし、やる必要がどこにあるかという議論になりがちである。やってもやらなくても良い状況では組織的かつ継続的な取り組みは困難である。環境教育・環境学習を通して学び、考えることは自然環境との関わりの環境問題の解決だけでなく現在における人々の生き方や社会の問題を通じて、さらに人間・社会のあり方を模索し、

また問題を解決する糸口となり得る。

環境教育・環境学習の内容が、また、取り組みの姿勢が十分でなかったことを振り返りながらも、生存基盤である自然から教えられた命の大切さや幾多の学びを回想してみるがよい。すべての人々が自然の力におののき（を恐れ）自然の恵みに感謝し、その慈しみに気づいているならばもっともっと命を大切に、自分を愛し、自分を愛するように自分以外のものへ造詣を深めてもよい。そうすることが自然体に心地よい環境をつくる。この人間の生存基盤である人間と自然の関係性が正常に機能し、循環している状態における感性こそ本物である。アメニティとは場・気候の快適さをいい、性質・態度では感じのよさを意味している。さらに、生活の楽しさ、便利にするもの、公園や娯楽をも示すが、注目していただきたいのは礼儀正しい行為・言葉という訳である。かかわりや関係性を云々する際の振舞い方・あり方の所作を示す言葉である。

引用・参考文献

1. 川村健一他『サステイナブル・コミュニティ』学芸出版社1995年11月
2. 環境庁『環境アセスメント制度のあらまし』1997年6月
3. <http://www.env.go.jp/kihon.keikaku/plan/new/index.html>
4. 春日部市生活環境部環境保全課『春日部市環境基本計画』2000年3月
5. <http://www.gpc.pref.gifu.jp>
6. 鬼頭秀一編『講座、人間と環境 第12巻』昭和堂1999年5月
7. <http://www.neting.or.jp/eco/kanbun/kaze/0208.htm>
8. 三和総合研究所研究開発第2部『環境問題がわかる本』かんき出版1997年5月
9. イボンヌ・バスキン『生物多様性の意味』ダイヤモンド社2001年4月
10. 環境省『環境白書（平成14年度版）』ぎょうせい2002年4月
11. 石澤清史、松田美夜子『地球環境新時代』中央法規2002年6月
12. 瀬戸昌之『環境学講義』岩波書店2002年10月